＜相談支援専門員の資格要件に必要な研修について＞

資料２

**１　相談支援専門員になるための研修　⇒　相談支援従事者初任者研修（５日間）の受講**

平成２７年２月９日

江戸川区

計画相談支援事業所

連絡会

（１）相談支援専門員になるためには、**相談支援従事者初任者研修のカリキュラム内容をすべて受講することが必要です。**

（２）相談支援従事者初任者研修（２日間の講義部分）のみの受講では、相談支援専門員の資格要件を満たせません。

【東京都相談支援従事者初任者研修の場合】　＊東京都は独自カリキュラムを追加しているため、全日程が６日間となっています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【１日目】講義① | 【２日目】講義② | 【３日目】講義③ | 【４日目】 講義④ ＊東京都独自カリキュラム | 【５日目】演習① | 【６日目】演習② |

相談支援従事者初任者研修（２日課程）

**２　相談支援専門員の資格要件を継続するための研修　⇒　相談支援従事者現任研修（３日間）の受講**

（１）相談支援専門員の資格要件を継続するためには、**５年間ごとに相談支援従事者現任研修を受講することが必要です。**

（２）現任研修を受講しない場合は、相談支援専門員の資格要件を満たせないため、再度「相談支援従事者初任者研修」の受講が必要です。

**【平成１９年度に相談支援従事者初任者研修を終了した場合の例】**

　　　19年度　　　20年度　　　21年度　　　22年度　　　23年度　　　24年度　　　25年度　　　26年度　　　27年度　　　28年度　　　２９年度　　　３０年度

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

１１年目

３年目

２年目

１年目

９年目

８年目

７年目

６年目

４年目

**現任　　研修終了**

**初任者　研修終了**

**現任　　研修終了**

**●相談支援専門員の資格要件を満たしているケース**

　　平成１９年度に相談支援従事者初任者研修を修了後、５年間ごとに現任研修を受講し修了している。（図は２４年度と２９年度に修了した例）

　　（現任研修を５年間ごとの期限が到来する前の年度に受講しても、最初の初任者研修修了の翌年度から起算するため、５年の期間は同じです。

**●相談支援専門員の資格要件を継続できないケース等**

　　（ケース１）　　１９年度に相談支援従事者初任者研修を修了したが、平成２０年度から２４年度までの５年間に現任研修の受講ができなかった。

　　　　　　　　　　　**⇒１９年度の研修修了履歴は失効となり、平成２５年度以降に相談支援従事者初任者研修を受けなおす必要があります。**

　　（ケース２）　　１９年度の初任者研修の修了と２９年度の現任研修の修了は確認できるが、２４年度の現任研修の修了が確認できない。

　　　　　　　　　　　**⇒１９年度の研修修了履歴が失効している場合が考えられます。現任研修の受講履歴を確認できる資料の提出が必要です。**